

議案第31号

訴訟上の和解について

東京地方裁判所平成16年（ワ）第24177号損害賠償請求事件について、次のとおり和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

平成20年 2月19日提出

川崎市長 阿部 孝夫

- 1 事件名 東京地方裁判所平成16年（ワ）第24177号損害賠償請求事件
- 2 和解内容
 - (1) 被告は、原告らに対し、本件和解金として金7,000,000円の支払義務があることを認める。
 - (2) 被告は、原告らに対し、前項の金員を和解成立日から1箇月以内に、原告らの指定する口座に振り込む方法により支払う。
 - (3) 原告らは、本件健康診査等の担当医師に対して、損害賠償等の請求をしない。
 - (4) 原告らは、その余の請求を放棄する。
 - (5) 原告らと被告は、原告らと被告との間には、本件に関し、将来に発生する損害も含め、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
 - (6) 訴訟費用は、各自の負担とする。

3 和解理由

本事件については、東京地方裁判所から職権による強い和解勧告がなされたこと及びこの和解により原告らと被告との間の紛争が早期に解決することを勘案し、和解しようとするものである。